

解散等に係る申告のお知らせ

山口県

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、法人は解散（破産を含む。）の後、清算終了（破産終結）の登記を行うまでは清算（破産）の目的内でなお存続するものとみなされ、地方税法の規定に基づき申告が必要となります。
つきましては、同封した申告書に所定の事項を記入の上、期限までに申告納付していただきますようお願いいたします。

▼ 申告に必要な各種様式、届出書とその記載要領は、山口県のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。

（ダウンロードの方法については、別紙をご覧ください。）

◎申告の種類と申告期限

申告の種類	内 容	事 業 年 度	申 告 期 限
解散確定申告	解散したとき (合併による解散を除く)	最終事業年度開始の日から解散の日 まで	解散した日から2か 月以内
清算予納申告	清算中に清算事務 年度の末日が到来 したとき	解散の日の翌日から清算事務年度の 末日まで（残余財産が確定するまで 1 清算事務年度が終了する毎）	清算事務年度終了の 日から2か月以内
残余財産一部 分配申告	清算中の法人の残 余財産の一部を分 配したとき		分配の日の前日まで
清算確定申告	解散法人の清算所 得が確定したとき	清算中の最終清算事務年度開始の日 から残余財産確定の日まで	残余財産が確定した 日から1か月以内

※ 清算事務年度…解散の日の翌日又はその後毎年その日に応答する日（応答する日がない場合は、その前日）から始まる各1年の期間〔会社法494条〕

◎法人県民税の税率

（均等割）

（年額）

法人の区分		均等割額	やまぐち森林づくり県民税	納 付 額
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの ・公共法人及び公益法人等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		20,000円	1,000円	21,000円
資 本 金 等 の 額 を 有 す る 法 人	資本金等の額 1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	資本金等の額 1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	資本金等の額 10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	資本金等の額 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

※表中の用語については以下のとおりです。

資本金等の額…法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条17号の2に規定する連結個別資本金等の額、保険業法に規定する相互会社の場合は純資産の額

公 共 法 人…法人税法第2条第5号に規定する公共法人

公 益 法 人 等…地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

（公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。）

人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

※ 荒廃が深刻化している森林を適正に維持・管理するため、「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分から県民税均等割額に加算して納めていただいています。

〈法人税割〉

区 分	税 率
(イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (ロ) 保険業法に規定する相互会社 (ハ) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（分割法人については、分割前の額）が年1,000万円を超えるもの（この場合、事業年度が1年に満たない法人等に対する法人税割の課税標準となる法人税額については「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除した金額」とする。） (ニ) 解散による清算所得に対する法人税額に係るもの（（ホ）の法人の清算中の事業年度分に係るものを除く。）	5.8%
(ホ) (イ)～(ハ)以外の法人（各事業年度分の法人税割及び清算中の事業年度分の法人税割に限る。）	5%

※ 連結申告法人については、事業年度（清算中の事業年度を除く）を連結事業年度と、法人税額を個別帰属法人税額と読み替えてください。

◎法人事業税の税率

区 分	税 率		
一般法人	所得のうち年400万円以下の金額	5 %	
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3%	
	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	9.6%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	9.6%	
	所得のうち年400万円以下の金額	5 %	
	所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	6.6%	
電気・ガス供給業 保険業	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	6.6%	
	収 入 金 額	1.3%	
外形標準課税法人	所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額	3.8%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5%
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	7.2%
	付加価値割	0.48%	
	資 本 割	0.2%	

※ 外形標準課税法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える所得課税法人で、公共法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。

▼ 御不明の点があれば、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

県税事務所名	所 在 地	電 話 番 号
岩 国	〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827)29-1504
柳 井	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	(0820)23-2121
周 南	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834)33-6416
防 府	〒747-0801 防府市駅南町13-40	(0835)23-3111
山 口	〒753-0064 山口市神田町6-10	(083)925-3111
宇 部	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	(0836)21-2111
下 関	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	(083)223-7191
萩	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	(0838)25-3111